

生活保護受給者等に対する就労支援等における 成果連動型民間委託契約方式（PFS）の取り組みについて

福祉事務所 健康福祉総合相談課

生活福祉課

1. 政策等の背景・目的及び効果

生活保護受給者等の就労支援等では、就労意欲や生活能力、就労能力の点での課題を解消するため、履歴書の書き方やハローワークへの同行などを行う就労支援事業と一般就労に向けた基礎能力の形成などを行う就労準備支援事業を委託で実施しており、効果を見極めるためには、一定期間の取り組みが必要なことから3年契約としています。なお、この契約の委託料は、就職決定者数や就職率等の成果に関わらず、定額としています。これまでの取り組みでは、一定の効果はあるものの、就職につながっている事例は多くない状況です。

こうした現状を踏まえ、今後は一定の成果指標を定め、その成果に応じた委託料を支払う、成果連動型の委託契約を導入することで、さらなる就労等の支援を進めるものです。なお、今回の取り組みの中で見出せる支援策等について見極めを行い今後の事業に活かすこととしています。

2. 現在の事業内容

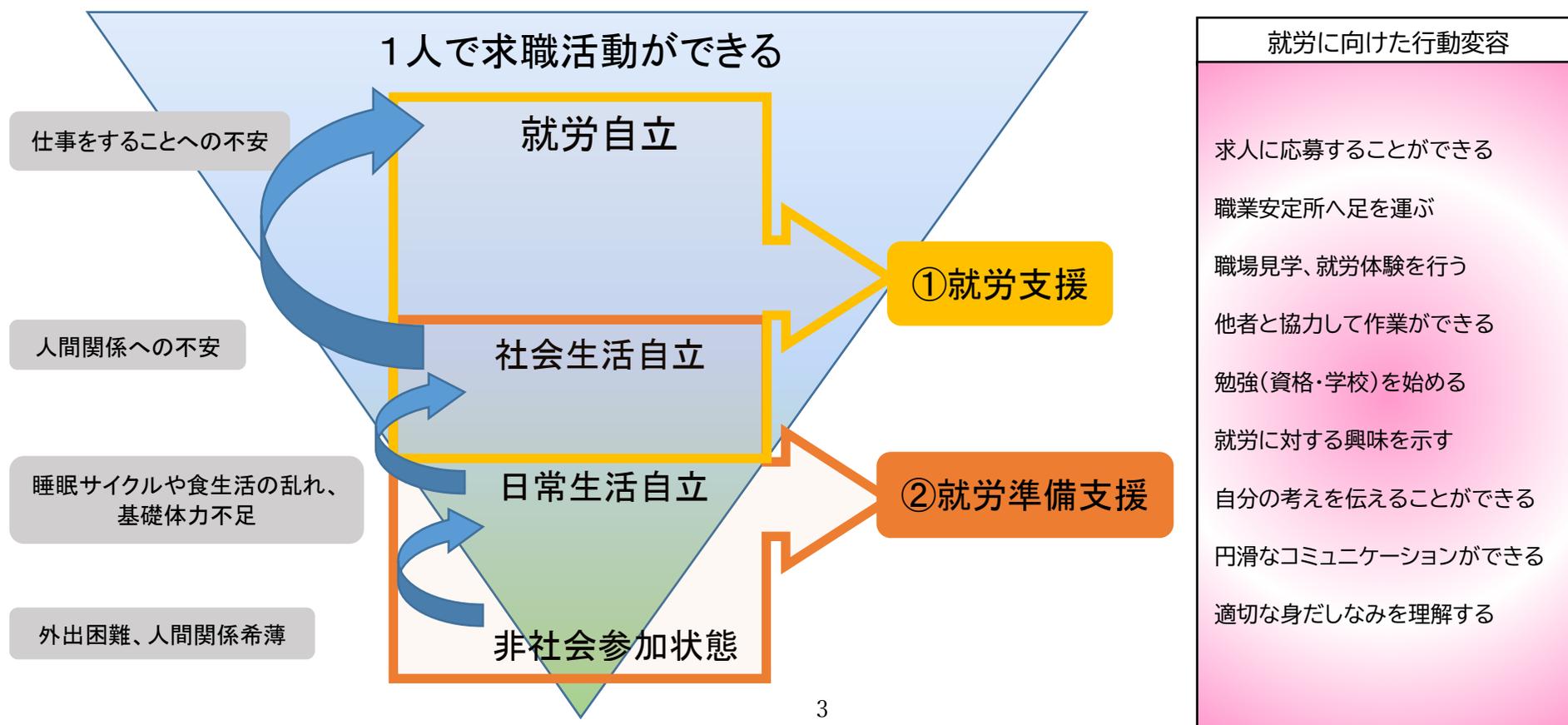
事業名等		①生活保護受給者等就労支援事業 平成18年度より事業開始	②生活困窮者就労準備支援事業 平成27年度より事業開始
根拠法令		生活保護法	生活困窮者自立支援法
対象者		生活保護受給者等	生活保護受給者及び生活困窮者等
内容		就労が可能と判断される被保護者等に対して、就労実現に向けた情報提供及び助言を行う。利用者の半数以上は、何らかの病気や障害を持った方であるため、病状悪化等により、途中で中断になる場合もある。	社会的孤立状態の方等を対象に、外出支援や就労に対する意欲喚起を行う。利用者は40代が最も多く、職場見学や体験に留まり、就労に至らない方の中には、障害の支援や、医療機関に繋げることもある。
利用者数	令和2年度	207人	46人
	令和3年度	249人	44人
就労 決定数	令和2年度	97人	7人
	令和3年度	124人	11人
現在の契約期間 及び委託先		令和2～4年度(3年間) ＜人材派遣会社＞ ※成果連動型委託契約導入準備に期間を要するため、令和5年度は1年契約とします。	令和3～5年度(3年間) ＜一般社団法人＞

3. 今後の取り組み

就労に向けた取り組みをより効果的に進めていくため、対象者の状況に応じて以下のような段階的な対応を念頭に置きながら、その成果が設定した指標に基づき評価できるように、成果連動型委託契約方式を導入するものです。

(1) 就労に向けた段階（「①就労支援」と「②就労準備支援」）

(参考イメージ)



(2) 成果連動型民間委託契約方式（PFS）における成果指標の考え方について

成果連動型民間委託契約における成果指標の設定にあたっては、単に就労だけを成果と捉えるのではなく、社会参加が出来ていない方が、円滑なコミュニケーションが図れるようになった等の成果でも、将来的な就労につながる大きな進展となるため就労以外の事業成果についても可視化を図り、評価の対象とすることで、民間活力が十分に発揮され、より実効性のあるものにするよう取り組むものです。

- * PFS方式（Pay For Success） 地方公共団体等が民間事業者等に委託する事業のうち、解決をめざす行政課題に対応した成果指標を設定し、支払額を当該成果指標の改善状況に連動させる契約方式。

(3) 成果連動型民間委託契約方式（PFS）を導入する事業について

① 就労支援事業

就労支援事業では、生活保護法に基づき、主に生活保護を受給している方を対象に、就労意欲の醸成から、求人情報の提供、履歴書の書き方や、面接の受け方の相談等を行い、総合的に就労に向けた支援を行います。

PFSにおける成果指標については、就労率に応じた内容を想定していますが、利用者の半数以上は、何らかの病気や障害を持った方であるため、病状悪化等により途中で中断になる場合があります。就労に至らなかった方でも、支援の内容に応じた成果指標を設定することも必要と考えています。

② 就労準備支援事業

就労準備支援事業では、生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者等を対象に、就労の前段階として必要な社会的能力の習得、就労体験を通じた訓練、就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を行います。

PFSにおける成果指標については、就労により経済的な自立を果たすことを目標としつつ、対象者の多くが生活リズムの崩れや社会との関わりに不安を抱えている現状を踏まえ、就労できたか否かだけでなく、今後の就労につなげるための適切な食事習慣や身だしなみの確保、また他者と協力して作業ができるようになったなどの行動変容等を想定しています。

(4) 事業者選定審査会について

成果連動型民間委託契約による事業者の選定については、条例で設置する審査会に諮問し、答申に基づき決定します。それぞれの事業毎に審査会を設置した上で、公募内容やPFSを活用した成果指標の選定、上限値の設定等の選定基準などについても審議します。

令和4年度より審査会を開催し、令和5年7月に公募、同年10月には事業者の審査を行う予定としています。なお、これに伴い、審査会設置のための条例改正案や委員報酬に必要な補正予算については、12月定例会月議会に提案する予定です。

委員構成（案） *就労支援・就労準備支援の観点から委員を選任します

委員	学識経験を有する者（法律）
委員	学識経験を有する者（財務）
委員	雇用に関する専門知識を有する者（雇用）
委員	自立支援に関する専門知識を有する者（福祉）
委員	医学に関する知識を有する者（医療）

4. 実施時期等

令和4年（2022年）	1 2月	定例月議会にて条例改正案（審査会の設置）及び補正予算案（審査会委員の報酬）を提出予定
令和5年（2023年）	3月	第1回審査会開催（公募内容、選定基準等について諮問）
	7月	公募
	10月	応募事業者の審査、選定審査会から答申
	11月	市民福祉委員協議会へ報告
令和6年（2024年）	4月～	契約開始（令和6～8年度分）

5. 総合計画等における根拠・位置付け

総合計画 基本目標 地域資源を生かし、人々が集い活力がみなぎるまち

施策目標 いきいきと働くことができるまち



6. 関係法令・条例等

- ・生活保護法
- ・生活保護法施行規則
- ・生活困窮者自立支援法
- ・枚方市附属機関条例

7. 事業費及びコスト

《事業者選定に係る経費》

- ・令和4年度 審査会委員報酬 95千円 (9,500円×5人×2回 各審査会1回)

＊12月補正予算に計上予定

- ・令和5年度 審査会委員報酬 380千円 (9,500円×5人×8回 各審査会4回程度)

＊当初予算計上に向け精査中

《事業実施に係る経費》

- ・令和5年度 当初予算計上に向け精査中 (令和6～8年債務負担を設定)

《財 源》 生活困窮者自立相談支援事業費等国庫負担金 国庫補助率 3／4

生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 国庫補助率 2／3